

消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談レポート」の 自治会・町内会掲示板への掲示について

1 趣旨

横浜市消費生活総合センターでは、被害者になる危険性の高い高齢者に向けての注意喚起の方法として、時節ごとに変化する消費者被害やトラブルの傾向を踏まえ、その時節に特に注意すべき事例をわかりやすくコンパクトにお伝えするちらし「月次相談レポート」を、平成28年4月から毎月作成しております。

本ちらしにつきましては、平成30年4月に毎月可能な範囲で自治会・町内会の掲示板への掲示をお願いさせていただきました。

つきましては6月発行分をお送りしますので、可能な範囲で、自治会・町内会の掲示板に掲示して頂けるようお願いいたします。

地域の高齢者の方を消費者被害から守るための活動に対しての、ご理解とご協力を、何卒お願いいたします。

2 掲示するちらし

「月次相談レポート」6月号 A4判1ページ(月刊)

3 スケジュール

- ・平成30年6月下旬に配送ルートにて掲示物を配付

お問合せ・連絡先

担当：経済局消費経済課

深澤、田村

電話：045 - 671 - 2568

FAX：045 - 664 - 9533

訪問業者の巧みなセールスで 高額リフォーム契約に!?

「屋根の点検」や「排水管洗浄」などを口実とした勧誘には気をつけましょう！

- 「近所を工事しているが、お宅の屋根が傷んでいるようだ」「点検したが修理が必要」と高額な工事をすすめられたが信用できない。
- 高齢の両親宅に初めは「下水道のお掃除をします」と来訪し、結局300万円と高額な風呂場リフォームを契約したようだが解約できないか。

工事の契約は、複数の業者から見積もりを取って慎重に検討を！
困ったときはご相談ください。



お互いに 一声かけて見守りを！



はまのタスケ

消費者トラブル おかしいな、困ったなと思ったら

気軽にご相談を

消費生活相談電話 **845-6666**

〔平日 9:00～18:00〕
〔土・日 9:00～16:45〕

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を！

横浜市消費生活総合センター 検索